

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月29日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	山ノ内町
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	108-5
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yamanouchi.nagano.jp/section/kenkofukushi.html

執行機関名 山ノ内町長

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の実施に関する事務(日常生活用具給付、移動支援等に関する事務等)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業(日常生活用具給付、移動支援、日中一時支援など)の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		山ノ内町個人番号の利用に関する条例(平成28年6月15日条例第16号)第4条第1項 山ノ内町個人番号の利用に関する条例施行規則(平成28年6月15日規則第10号)第3条別表番号第9
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第1条	山ノ内町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則第2条に基づく障害福祉に係るサービス等の利用負担の助成に関する事務
⑥事務の趣旨又は目的	障害者及び障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図ると共に障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする	障害者及び障害児がその有する機能及び適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図ることを目的とし、障害者総合支援法第77条の規定による事業を実施する。
⑦独自利用事務の関連規範		山ノ内町地域生活支援事業実施要綱(平成19年7月1日告示第53号)